

高齢者虐待防止について

1 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）は、「高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること」から、「高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資すること」を目的として平成18年4月1日から施行されています。

○ 高齢者虐待防止法による定義

【高齢者】 65歳以上の者

【高齢者虐待】 ①養護者による高齢者虐待（養護者とは「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」）

②養介護施設従事者等による高齢者虐待

【養介護施設従事者等】

区分	老人福祉法による規定	介護保険法による規定
養介護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター
養介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業
養介護施設従事者等	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者	

虐待とは？

(1) 身体的虐待

「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」

(2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。」

(3) 心理的虐待

「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」

(4) 性的虐待

「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。」

(5) 経済的虐待

「高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。」

2 通報義務等

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。(第5条第1項)

【参考】 栃木県高齢者虐待対応マニュアルは栃木県ホームページに掲載してあります。

ホーム > (テーマから探す) 福祉・医療 > 高齢者 > 高齢者福祉 > 高齢者虐待対策について

(1) 通報義務について

□ 養護者による高齢者虐待の通報義務

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。(第7条第1項)

□ 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設等において、業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。(第21条第5項)

(2) 通報等による不利益禁止等の規定について

- 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。(第7条第3項・第21条第6項)
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。(第21条第7項)
- こうした規定は、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。
- ただし、これらの規定が適用される通報とは「虚偽であるもの及び過失によるもの」は除くとされています。
- したがって、「高齢者虐待の事実がないのに通報をしたり」(虚偽であるもの)、「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない通報」(過失によるもの)の場合は、不利益禁止等の対象とはならないので注意が必要です。

【参考】公益通報者保護法(H18.4.1施行)について

この法律では労働者が、事業所内部で法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護(公益通報をしたことによる解雇の無効・その他不利益な取扱いの禁止)が規定されています。

所定の要件とは？ ① 不正の目的で行われた通報でないこと、② 通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、③ 当該法令違反行為を通報することが、その発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認めた場合

4 高齢者虐待防止の措置

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。(第20条)

(1) 高齢者虐待防止の取組

- 養介護施設従事者等による虐待における発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関す

る問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」が多く報告されました。

介護従事者全体と比較すると「男性」や「30歳未満」の虐待者の割合が高い傾向が見られます。

被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別との関係では、認知症日常生活自立度Ⅱ以上は84.8%と、被虐待高齢者の大半を占めています。（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応の強化について（H27.2.6老発0206第2号より）

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の問題は、単純に職員個人だけに原因を求められるものではありません。

高齢者虐待防止における取組が十分ではなく、要介護施設等従事者等の一人一人の努力にのみ任せていると、職員のストレスが溜まりやすくなり、不適切なケアにつながるなど、高齢者虐待を引き起こす要因となる可能性があります。

- 養介護施設等は、職場内会議や施設（事業所）内研修を通じて絶えず虐待防止の意識の徹底を図るとともに虐待の早期発見システムを整備することが求められます。

- 要介護施設等の管理者においては、日頃から職員の状況、職場環境の問題等を把握するとともに、必要に応じ、要介護施設等を運営する法人の業務管理責任者に対し報告等を適切に行う。
- メンタルヘルスに配慮した職員面談等を組織的に対応する。

（2）行政の調査への協力

- 虐待の通報があった場合は、たとえそれが疑いであっても、市町村又は県の職員が要介護施設等に立入り、事実確認を行うこととなります。
- 要介護施設等は、職員への事情聴取、書類の提示など、協力することが求められます。
- 行政から協力依頼があった場合は、協力と併せて、施設自ら虐待の有無を確認する等の自主的取り組みが必要です。
- なお、虐待の事実が確認された場合には、市町村長又は県知事は、施設の業務の適正な運営を確保するために、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使することになります。（第24条）

養介護施設等管理者 様

栃木県保健福祉部長 近藤 真寿



養介護施設等従事者による高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について

本県の老人福祉及び介護保険行政の推進につきましては、日頃から御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年2月5日に「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」という。)に基づく対応状況等に関する平成26年度の調査結果が公表されました。この調査によれば、全国の養介護施設等従事者等による虐待は、相談・通報件数が1,120件(H25 962件)であり、虐待判断件数は300件(H25 221件)にのぼり、平成25年度からどちらも増加しています。

こうしたなか、有料老人ホームをはじめとした養介護施設等の従事者による深刻な高齢者虐待等の事案が複数報道されています。

高齢者虐待は、高齢者の尊厳を失わせる重大な問題であり、養介護施設等の従事者一人ひとりが、高齢者の権利を擁護し、尊厳を守らなければならないという趣旨や内容を十分に理解する必要があります。

つきましては、養介護施設等従事者による高齢者虐待が全国的に増加している状況を踏まえ、下記のとおり、法に基づく対応を強化するためのポイントとなる事項を示しますので、養介護施設等の管理者には、各施設等において積極的に取り組まれますようお願いいたします。

記

1 高齢者虐待防止における基本的事項

養介護施設等の管理者におかれましては、日頃から、事業所職員の状況、職場環境の問題等を把握するとともに、必要に応じ、養介護施設等を運営する法人の業務管理責任者に対し、報告等を適切に行わなければなりません。当該法人の業務管理責任者は当該報告等に対して、助言や指導を行うなど、業務管理体制における責任を果たす必要がありますが、こうした取組が十分でなく、養介護施設従事者の一人ひとりの努力にのみ任せていると、職員のストレスが溜まりやすくなり、不適切なケアにつながるなど、高齢者虐待を引き起こす要因となる可能性があります。

養介護施設等におきましては、事業所におけるストレスを軽減するとともに、介護の質を向上させる仕組みづくりに事業所全体が一丸となって取り組まれるようお願いいたします。

2 高齢者虐待の未然防止

法第20条では、「養介護施設の設置者等は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設の入所者や利用者及びその家族からの苦情に対応する体制の整備、職員による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする(要約)」とされています。

養介護施設等においては、研修、苦情処理及び内部監査を含めた業務管理体制全般について、これらが適切に運用されているかどうか、管理者はもちろんのこと、これを運営する法人においても適切に把握することが求められます。

よって、以下の取組状況を点検し、実施できていない場合には、早期に取り組むようお願いいたします。

ア 養介護施設等が自ら企画した研修を定期的の実施すること。

イ 苦情処理体制が管理者の責任の下、運用されていること。

ウ メンタルヘルスに配慮した職員面談等を組織的に対応すること。

エ 業務管理体制を常に自主的に点検し、必要に応じ、体制の見直しや運用の改善に努めること。

養介護施設等で自主研修を企画する際には、認知症介護研究・研修仙台センターが開発した「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」を活用されますようお願いいたします。

県においては、管理者や介護主任、看護主任など、身体拘束廃止や高齢者虐待防止等の権利擁護の取組を施設内で指導的立場から推進する職員を対象にした「権利擁護推進員養成研修」を開催しておりますので、積極的に活用されますようお願いいたします。

また、県作成の「高齢者虐待対応マニュアル」を活用するなどして、高齢者虐待の未然防止に努められますようお願いいたします。

【県ホームページ（マニュアルのダウンロード）】

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/koureiisha/fukushi/1271757363316.html>

3 虐待事案の早期発見

高齢者の安全を確保するため、高齢者虐待は直ちに発見され、できるだけ早い段階に、対応の窓口へ情報が提供される必要があります。

つきましては、法第5条第1項による高齢者虐待の早期発見、第21条第1項及び第7項に定める市町村への通報及び通報を理由とする不利益取扱いの禁止が徹底されるよう、職員への周知や啓発に努めてください。

なお、高齢者虐待対応の流れについては、別紙のとおりですので、御利用ください。

【法第5条第1項】

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務条関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

【法第21条第1項】

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

【法第21条第2項】

第1項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。

【法第21条第3項】

第1項及び第2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

【法第21条第7項】

養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

高齢対策課事業者指導班
福祉施設チーム（有料老人ホーム等）
TEL028(623)3147
介護保険チーム（介護保険施設等）
TEL028(623)3153

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

